



3205

県病第 1464 号
平成21年 3月 4日

沖縄県医師会 御中

沖縄県病院事業局長 知念 清
(公印省略)

新宮古病院整備基本計画(案)に関する意見公募について

平素より、沖縄県病院事業へご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県病院事業局では、前年6月に策定した宮古病院整備基本構想の内容を踏まえながら、基本計画について検討を進めて参りましたが、このたび新宮古病院整備基本計画(案)を作成いたしました。

つきましては、当該計画(案)について、下記のとおり意見公募を行いますので、お知らせいたします。

記

- 1 意見公募名 新宮古病院整備基本計画(案)に関する意見公募
- 2 公募期間 平成21年3月9日(月)から平成21年3月27日(金)まで
- 3 基本計画(案)の閲覧方法
 - (1) 沖縄県病院事業局県立病院課のホームページ
(沖縄県ホームページ > 県庁内組織一覧 > 県病院事業局 > 県立病院課トップ)
ホームページアドレス <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=98>
 - (2) 以下の場所での閲覧
 - ・ 沖縄県病院事業局県立病院課 (沖縄県本庁舎4階)
 - ・ 沖縄県行政情報センター (沖縄県本庁舎2階)
 - ・ 行政情報センター北部閲覧室 (県北部合同庁舎1階)
 - ・ 宮古行政情報コーナー (宮古支庁1階)
 - ・ 八重山行政情報コーナー (八重山支庁1階)
 - ・ 各県立病院
- 4 備え付ける資料
 - ・ 新宮古病院整備基本計画(案)
 - ・ 意見公募要領及び意見提出用紙

連絡先
担当：県立病院課 企画班 砂川、黒島
TEL：866-2832
FAX：866-2837

新宮古病院整備基本計画(案)についての意見公募

<趣旨>

県立宮古病院は、本館、新館、精神科病棟及び管理棟の建物から構成されていますが、診療機能の中核を担う本館が建築後31年を経過し、建設時期が比較的新しい新館及び精神科病棟でも、建築後24年が経過しています。

同病院では施設の老朽化に伴う種々の問題が発生し、また地域住民及び地元自治体からも、宮古病院の移転新築を求める強い要望があります。

そのため、沖縄県病院事業局では、同病院の移転新築について、前年6月に策定した宮古病院整備基本構想の内容を踏まえながら、新宮古病院整備基本計画の検討を進めてきました。

新宮古病院整備基本計画は、新病院の基本設計を策定するための施設整備の骨子を定めるものですが、宮古圏域における中核的病院としてふさわしい内容を定める必要があります。

つきましては、新宮古病院整備基本計画(案)について、県民の皆様からご意見を募集いたします。

ご意見がございましたら、下記の要領にてご提出ください。

記

1 意見の公募期間

平成21年3月9日(月)～平成21年3月27日(金) (必着)

2 新宮古病院整備基本計画(案)の閲覧方法

下記のいずれかの方法により閲覧できます。

(1) インターネットによる閲覧

沖縄県病院事業局県立病院課のホームページで閲覧が可能です。

(沖縄県ホームページ > 県庁内組織一覧 > 県病院事業局 > 県立病院課トップ)

ホームページアドレス <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateviewjsp?cateid=98>

(2) 以下の場所において閲覧

ア 沖縄県病院事業局県立病院課(沖縄県本庁舎4階)

イ 沖縄県行政情報センター(沖縄県本庁舎2階)

ウ 行政情報センター北部閲覧室(県北部合同庁舎1階)

エ 宮古行政情報コーナー(宮古支庁1階)

オ 八重山行政情報コーナー(八重山支庁1階)

カ 各県立病院(閲覧場所の詳細については、各県立病院の総合案内、または総務課にお尋ねください。)

3 ご意見の提出方法

所定の意見提出用紙にご意見を記入し、下記のいずれかの方法により提出してください。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話での受付はできませんので、ご了承ください。

意見提出用紙は、閲覧場所に備え付けのものをご利用なさるか、前記の沖縄県病院事業局県立病院課のホームページから、様式をダウンロードして、ご利用ください。

(1) 郵送の場合

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県 県立病院課 企画班あて

(2) ファクシミリの場合

FAX番号 098-866-2837 沖縄県 県立病院課 企画班あて

(3) 電子メールの場合

メールの件名に「新宮古病院整備基本計画(案)に対する意見」と入力してください。

電子メールアドレス aa035505@pref.okinawa.lg.jp

4 意見の取り扱いと提出上の注意

(1) 個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を必ず記載してください。(ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。)

(2) ご意見の概要とそれに対する県の考え方については、原則として公表させていただきます。

また、ご意見を提出された方又は団体に対して、直接の回答は行いませんので、ご了承ください。

なお、新宮古病院整備基本計画(案)に関すること以外のご意見等については、回答できないことがあります。

(3) ご意見は、意見募集の目的以外には使用しません。

5 お問い合わせ先

沖縄県病院事業局 県立病院課 企画班(電話:098-866-2832)

新宮古病院整備基本計画(案)

平成21年3月
沖縄県病院事業局

目 次

第1 宮古病院の役割及び機能	
1 宮古病院の役割	
(1) 基本的考え方	1
(2) 民間医療機関で対応の困難な医療の提供	1
(3) 宮古圏域の特性や医療機能を踏まえた医療の提供(地域医療の確保)	1
(4) その他公的医療機関として担う必要がある医療等の提供	2
2 宮古病院の機能	
(1) 急性期医療	2
(2) 救急医療	2
(3) 精神科医療	2
(4) 結核・感染症医療	2
(5) 災害医療	2
(6) 医療以外に宮古病院が提供する機能	
ア 研修・教育機能	3
イ 地域医療支援機能	3
ウ 医療福祉連携機能	3
3 診療科目	3
4 病床数	3
第2 新病院の整備についての基本的考え方	
1 宮古圏域における中核的病院としての整備	4
2 地域災害拠点病院としての整備	4
3 整備費の抑制	4
第3 新病院の概要	
1 建設予定地	5
2 建物の概要	5
3 事業期間及び開院時期	5
第4 新病院の整備方針	
1 外来診療部門	
(1) 共通事項	6
(2) 内科(内科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科)	6
(3) 心療内科	6
(4) 精神科	6
(5) 小児科	7
(6) 外科	7
(7) 整形外科	7
(8) 脳神経外科	7
(9) 皮膚科	7
(10)泌尿器科	7
(11)産婦人科	7

(12)眼科	7
(13)耳鼻咽喉科	7
(14)リハビリテーション科	7
(15)歯科口腔外科	7
(16)中央処置室	7
(17)化学療法室	8
(18)高圧酸素療法室	8
(19)人工透析室	8
(20)内視鏡室	8
(21)救急室	8

2 病棟部門

(1) 共通事項	9
(2) 5F北病棟(整形外科)	11
(3) 5F南病棟(内科、小児科、結核・感染症)	11
(4) 4F北病棟(外科、脳神経外科、泌尿器科)	12
(5) 4F南病棟(内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科)	12
(6) 3F病棟(内科、産婦人科)	12
(7) 集中治療室	12
(8) 精神科病棟	12

3 手術部門	13
4 中央材料室	13
5 リハビリテーション部門	14
6 放射線部門	14
7 検査部門	15
8 薬剤部門	16
9 栄養管理部門	17
10 管理部門	17
11 厚生部門	20
12 供給部門	20
13 医療ガス設備	21
14 昇降設備	22
15 その他	22

位置図	24
-----	----

建物の配置図(イメージ図)	25
---------------	----

第1 宮古病院の役割及び機能

1 宮古病院の役割

(1) 基本的考え方

宮古保健医療圏域(以下「宮古圏域」という。)は、現在の宮古病院が整備された昭和59年当時に比べ、民間病院や民間診療所が新たに開設するなど、医療提供体制が格段に向上している。その一方、民間の産婦人科診療所が閉鎖又は分娩の取扱いを停止するなど、宮古圏域の医療環境は大きく変化している。

また、離島という地理的特性及び宮古圏域において1次医療を担っている開業医の高齢化等により、宮古圏域の医療の提供体制は、今後とも大きく変化していくものと思われる。

さらに、宮古病院は、一般病院としては、宮古圏域における唯一の公的医療機関である。

以上のことにかんがみした場合、新たに整備する宮古病院(以下「新病院」という。)は、民間医療機関では対応の困難な医療分野を中心に、宮古圏域の地域特性や医療機能に配慮し、民間医療機関等との適切な役割分担を図り、地域医療の確保と質の向上に努め、公的医療機関としての役割を果たしていく必要がある。

(2) 民間医療機関で対応の困難な医療の提供

近年は、病床数など量の面でも、高度医療など質の面でも、民間医療機関が十分な医療を提供できる状況になっており、民間医療機関等との役割分担を進める観点からは、民間で対応できる医療は民間で担ってもらうことを基本とすべきである。

このため、宮古病院は、医療技術、スタッフ数、医療機器等の面で要求される水準が高いため民間病院では対応が困難な高度・特殊医療及び地域の特性及び診療報酬等の理由から採算を確保することが困難な医療等の分野を担うこととする。

なお、医療技術の発達等により民間医療機関でも対応可能となった分野、診療報酬制度の改定等医療環境の変化により採算の確保が可能となった分野等については、適宜、役割の見直しを検討していくものとする。

(3) 宮古圏域の特性や医療機能を踏まえた医療の提供(地域医療の確保)

地域医療については、本島中南部、本島北部、宮古・八重山のそれぞれの地域が異なる医療環境にある。県及び宮古島市は、宮古圏域の地域特性や医療機関の整備状況を勘案し、宮古圏域に必要な医療機能が確保されるよう積極的に

努力する必要があるが、宮古病院は、地域医療を確保する観点から、宮古圏域において量的・質的に不足する一般医療(主として2次医療)を担うこととする。

(4) その他公的医療機関として担う必要がある医療等の提供

上記(3)及び(4)のほか、制度的な位置づけ等により公的医療機関が担う必要がある医療分野として、法令上または歴史的経緯から行政の関与が期待され、または行政が主体となって担うべき医療、新たな医療課題に対して先導的に取り組む必要がある医療等を担うこととする。

2 宮古病院の機能

宮古病院は、上記の役割を踏まえ、宮古圏域における中核的病院として、次に掲げる医療を提供する。

(1) 急性期医療

宮古圏域における2次医療を中心とした急性期医療を提供する。特に、がんの診断・治療、高齢化に伴い患者の増加が予測される整形外科系疾患や循環器系疾患に対応するため診断・治療の機能強化を図る。

また、宮古圏域が離島であるという地理的条件を踏まえ、可能な限り地域内で完結できる医療提供体制の整備に努める。

(2) 救急医療

外科系医師、内科系医師、小児科医師、精神科医師等による夜間診療体制を整備し、365日24時間対応の救急医療を提供する。

なお、救急医療に関しては、宮古島市との協議を進め、宮古島市の休日夜間救急診療所を閉鎖し、宮古島市の財政的支援を受けることを条件に、当該診療所が担っていた救急医療についても、宮古病院が全面的に行う救急医療の一元化についても検討を行うこととする。

(3) 精神科医療

宮古圏域における精神科医療の中核的役割を担う医療機関として、精神科救急、精神科急性期医療を担うほか、入院部門での作業療法、外来部門での訪問診療、訪問看護、デイケア及びナイトケア等の機能充実を図る等総合的な精神科医療を提供する。

(4) 結核・感染症医療

公的医療機関として宮古圏域住民の安心・安全を確保するため、感染症医療及び結核医療等の政策的な医療を提供する。

(5) 災害医療

地域災害拠点病院として、宮古圏域において大災害が発生した場合において

も、医療の提供を休止することなく、宮古圏域における医療機関の中心となって、医療を提供する。

(6) 医療以外に宮古病院が提供する機能

宮古病院が宮古圏域における唯一の公的病院であることを踏まえ、新病院は単に医療を提供するだけでなく、医療以外の次の機能についても備えるものとする。

ア 研修・教育機能

医師の臨床研修について、琉球大学医学部や他の県立病院等の協力病院としての役割を担うほか、助産師、看護師及び医療技術員の研修及び実習病院としての機能をも担い、医師、助産師、看護師及び医療技術員等を育成し安定的に確保していくための研修・教育機能を備える。

イ 地域医療支援機能

宮古圏域内の医療機関及び福祉施設等に対して、積極的に医療情報を提供し、宮古圏域の医療水準の向上及び人材育成に寄与するための病院として中心的な役割を果たすための地域医療支援機能を備える。

ウ 医療福祉連携機能

医師会等の医療関係団体や宮古圏域内の他の医療機関との病病連携や病診連携を推進し、「地域完結型医療」の提供体制を整備するための中心的な機能を備えるほか、医療と保健・福祉部門とが一体となった患者サービスが行えるような取り組みを進めるため、宮古島市や保健所、福祉施設等も含めた協力体制を構築するための中心的な機能を備える。

3 診療科目

新病院において実施する診療科目は、内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、心療内科、神経内科、外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、歯科口腔外科、精神科、リハビリテーション科、麻酔科及び放射線科の20科目とする。

4 病床数

新病院の病床数は277床とし、その内訳は次のとおりとする。

- (1) 一般病床 228床(集中治療室4床、救急室6床を含む。)
- (2) 結核・感染症病床 4床
- (3) 精神病床 45床

第2 新病院の整備についての基本的考え方

1 宮古圏域における中核的病院としての整備

新病院の整備にあたっては、同病院が宮古圏域における中核的病院としての役割を果たし、医療機能を十分に発揮するために必要な規模及び設備を整備するとともに、利用者のアメニティー及びユニバーサルデザイン並びに業務遂行の効率性にも配慮した病院を整備する。

2 地域災害拠点病院としての整備

新病院の機能の1つとして、宮古圏域における地域災害拠点病院として、大規模災害時の医療を確保するために必要な機能の整備を図り、災害時における医療支援を行うことを予定している。

新病院がこのような機能を果たすためには、他の病院が機能しなくなった場合でも、全般的に医療機能を提供していくことが求められることになる。

このため、新病院は、次の点に留意して整備するものとする。

- (1) 大規模な地震にも十分耐えられる耐震・防火性能を有すること
- (2) 救命救急を主体とした診療機能が十分に発揮できるように整備すること
- (3) 災害発生時には、病棟、リハビリ施設、体育館等の転用も含め臨時病床を設営できる構造とすること
- (4) 災害発生時に備え、必要な水、エネルギー源のほか医療ガス、医薬品、食糧、医療用具等を効率的に備蓄できる構造とすること
- (5) 非常用電気設備及び災害時の情報網としての通信設備を整備すること

3 整備費の抑制

新病院の整備にあたっては、将来的な企業債の元利償還金及び減価償却費負担の軽減を図る観点から、整備費を必要最小限に抑制するよう努めることとする。その際、新病院が果たすべき役割を踏まえ、必要な機能を確保する必要があるが、こうした要因から特に割高となる部分を除き、民間病院並みの水準の整備費で改築を行うものとする。

また、整備費のみならず供用開始後の維持管理費の抑制を図ることに留意して整備を行うこととする。

そのため、新病院の整備に関しては、民間病院の整備で実績のある特定非営利活動法人医療施設近代化センターと顧問契約を締結し、限られた予算の範囲内で高品質の病院建築を行うこととする。

第3 新病院の概要

1 建設予定地

宮古島市平良字下里南原427番1(旧宮古農林高校グラウンド)

2 建物の概要

- (1) 建物の構造 RC又はSRC造5階又は6階建て(耐震構造)
- (2) 延べ床面積 19,390㎡以内(1床当たり70㎡)
- (3) 各セクションの配置は、図1のとおりである。

図1 各セクションの配置(イメージ)

	(北棟)	(南棟)	(西棟)
5F	一般病棟(45床)	一般病棟(45床) ※結核・感染症病床4床を含む	
4F	一般病棟(45床)	一般病棟(45床)	
3F	手術室、中央材料室	一般病棟(42床) 集中治療室(4床)	
2F	薬局(調剤部門)、人工透析室、リハビリ室、院長室、副院長室、医療部長室、看護部長室、応接室、総務課、経営課、医療安全管理室、医局、会議室、カルテ室、中央倉庫等		
1F	外来診察室、中央処置室、救急室(6床)、化学療法室、高圧酸素療法室、薬局(与薬部門)、放射線科、検査科、解剖室、霊安室、地域連携室、経営課(医事部門)、厨房、ボイラー室等		精神科病棟(45床)、 作業療法室、デイ・ ナイトケア室等

3 事業期間及び開院時期

- (1) 平成21～22年度 基本設計、実施設計
- (2) 平成22～24年度 建築工事
- (3) 平成25年度 開院予定

第4 新病院の整備方針

1 外来診療部門

(1) 共通事項

ア 外来部門は、内科、心療内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、歯科口腔外科の一般外来診療科14科と、採血、注射、点滴等各科共通の処置を集中的に行う中央処置室、化学療法室、高圧酸素療法室、人工透析室、内視鏡室及び救急室で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

イ 診療科の増設及び患者数の増加に対応することができるよう予備のスペースについても確保する。

ウ 待合フロアは、1日400～450人の外来患者に対応でき、総合案内及び各診察室の前で受付、問診、血圧測定等が行えるスペースを確保するとともに、災害発生時等の場合には、診療の場として使用できるようなスペースを確保する。

エ 診察室、処置室、中央処置室、化学療法室、高圧酸素療法室及び救急室は、産婦人科及びリハビリテーション科を除き1階に配置し、検体搬送等が効率的に行えるよう集中的に配置するとともに、職員動線、患者動線及び物品の搬送動線が極力重ならないような配置とする。

オ 診察室、処置室、中央処置室、化学療法室及び高圧酸素療法室は、患者のプライバシーが保護できる構造とし、ストレッチャー及び車椅子等の介助器具が余裕をもって取り回すことができる間口とスペースを確保する。

カ 患者用トイレは、全て温水洗浄便座を採用し、多目的トイレ(身障者及びオストメイト対応のトイレ。以下同じ。)を1箇所設置する。

キ 外来看護師休憩室は、診察室等に近い位置に設置する。

(2) 内科(内科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科)

ア 診察室は6室とする。

イ 診察室は、スクリーニング検査用として診察時に多用する簡易な超音波診断装置を効率的に使用できる構造とする。

ウ 内科系診療科は、外来診療科中最も患者数が多く、点滴処置が必要となる患者が多いことにかんがみ、中央処置室の近くに配置する。

(3) 心療内科

診察室は1室とし、診察室とは別に臨床心理検査室を設置する。

(4) 精神科

- ア 診察室は2室とし、診察室とは別に処置室及び専用の待合室を設置する。
- イ 心療内科の診察室と隣接する位置に配置する。

(5) 小児科

- ア 診察室は3室とし、診察室とは別に隔離室1室、処置・点滴室1室及びオムツ交換・授乳室1室を設置する。
- イ 待合スペースは小児用にアレンジし、近くに小児用トイレを配置する。

(6) 外科

- ア 診察室は2室とし、診察室とは別に処置室1室を設置する。
- イ 救急室の近くに配置する。

(7) 整形外科

- 診察室は3室とし、診察室とは別に処置室1室、ギプス室1を設置する。

(8) 脳神経外科

- 診察室は1室とし、診察室とは別に処置室1室を設置し、救急室、放射線部門の近くに配置する。

(9) 皮膚科

- 診察室は1室とする。

(10) 泌尿器科

- 診察室は2室とし、診察室とは別に処置室1室を設置する。

(11) 産婦人科

- ア 診察室は2室とし、診察室とは別に内診室2室、助産師外来室1室、NST室1室、授乳室及び器材室を設置する。
- イ 上記アの各室は、産婦人科病棟内に配置する。

(12) 眼科

- ア 診察室は1室とし、診察室とは別に処置・検査室1室を設置する。
- イ 診察室は、明・暗それぞれに対応できる構造とする。

(13) 耳鼻咽喉科

- ア 診察室は2室とし、耳鼻咽喉科用治療ユニット等が設置できる広さを確保する。
- イ 診察室とは別に処置室、防音化された聴力検査スペースを設置する。

(14) リハビリテーション科

- 診察室は1室とし、リハビリ部門の内部に設置する。

(15) 歯科口腔外科

- 診察室は1室とし、診察台が2台配置できるスペースを確保する。

(16) 中央処置室

ア 採血、注射、点滴等各科共通の処置を集中的に行えるだけのスペース及び6床の経過観察用ベッドを設置できるスペースを確保する。

イ 採血後の検体を効率的に搬送するため、検査室に近くに配置する。

(17) 化学療法室

ア 4床の治療用ベッドを設置できるスペースを確保し、各ベッドのプライバシーを保てる構造とする。

イ 中央処置室に隣接する位置に配置する。

ウ 室内に多目的トイレ1箇所を設置する。

(18) 高圧酸素療法室

ア 高気圧酸素治療装置1台を設置できるスペースを確保する。

イ 救急室の近くに配置する。

(19) 人工透析室

ア 透析用ベッド13台、感染症用の専用個室(透析用ベッド1台)、患者控え室、面談室、更衣室及び多目的トイレ1箇所を設置することができるスペースを確保する。

イ 人工透析室は2階に配置する。

(20) 内視鏡室

ア 内視鏡室は、検査処置室、観察室、更衣室、待合室、トイレ及び材料保管倉庫で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

イ 内視鏡室は、放射線科に近くに配置する。

(21) 救急室

ア 救急室は、次に掲げる室で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。特に、入院室に設置するベッド6床が病床としての許可を受けられるだけの必要な整備を行う。

(ア) 診察処置室(3室)

(イ) 感染症患者専用の隔離室(2室)

(ウ) 小手術室

(エ) 入院室(ベッド6台)

(オ) 創洗浄室(シャワー室)

(カ) 汚物処理室

(キ) 授乳室

(ク) トイレ(身体障害者用トイレを含む。)

イ 救急室は、次の条件を満たすような配置とする。

(ア) 正面玄関とは別に救急室の入口を設置する。

- (イ) 診察処置室は、救急車からの搬送がスムーズに行えるような位置に配置する。
- (ウ) 汚物処理室及び感染症患者専用の隔離室は、救急患者搬送口と診察処置室の中間に配置する。
- (エ) 放射線部門の近くに配置する。
- (オ) 階上の手術室及び集中治療室に効率的に搬送できる位置に配置する。

2 病棟部門

(1) 共通事項

ア 病棟の構成、病床数及び配置は、図2のとおりとする。

図2 病棟の構成及び配置(イメージ)

病棟名	病床種別・診療科及び病床数	配置場所
5F北病棟 (整形外科病棟)	一般病床 整形外科 45床 計 45床	北棟5階
5F南病棟 (内科系病棟)	一般病床 内科 28床 小児科 13床 結核・感染症病床 4床 計 45床	南棟5階
4F北病棟 (外科系病棟)	一般病床 外科 30床 脳神経外科 9床 泌尿器科 6床 計 45床	北棟4階
4F南病棟 (内科系病棟)	一般病床 内科 35床 眼科 2床 耳鼻咽喉科 6床 歯科口腔外科 2床 計 45床	南棟4階
3F南病棟 (内科・産婦人科 病棟)	一般病床 内科 19床 産婦人科 15床 新生児集中治療室 8床 計 42床	南棟3階
集中治療室	一般病床 4床 計 4床	3階
精神科病棟	精神科病床 45床 計 45床	西棟1階
合計	271床	

注 病床数の合計271床には、救急室の病床6床は含まれていない。

イ 病棟は、次に掲げる室で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

(ア) ナース・ステーション(休憩室、与薬室、職員専用トイレを含む。)

(イ) カンファレンス室

(ウ) 面談室

(エ) 処置・観察室

(オ) 汚物処理室

(カ) 洗浄作業室

(キ) ダストルーム

(ク) 倉庫

(ケ) 病室

(コ) 食堂

(サ) 給湯室

(シ) 洗濯室

(ス) 患者用シャワー室

(セ) 患者用トイレ

ウ ナースステーションは、次の点に留意して整備する。

(ア) 看護業務が円滑に行えるよう病棟の中央に配置する。

(イ) 薬品、診療材料及びリネン等の管理が効率的に行えるように配置する。

(ウ) 与薬室は独立した構造とし、入口には手洗い場を設置する。

(エ) 看護師長の執務スペースを確保する。

エ カンファレンス室は、ナースステーションの近くに配置する。

オ 面談室は、6名程度の人員に対し、インフォームドコンセントを行える程度のスペースを確保し、ナースステーションの近くに配置する。

カ 処置・観察室は、処置用ベッド1台及び観察用ベッド2台を設置できるスペースとし、ナースステーションの近くに配置する。

キ 汚物処理室は、便器洗浄機、蓄尿架台、手洗い場を確保できるスペースを確保し、患者用トイレに隣接する位置に配置する。

ク 洗浄作業室は、病棟で使用する医療器具等の洗浄作業が行えるだけのスペースを確保する。

ケ ダストルームは、病棟内のゴミを分別して一時保管できるだけのスペースを確保する。

コ 倉庫は、次の点に留意して整備する。

(ア) 倉庫は、リネン用倉庫、医療機器用倉庫及び介助器具用倉庫の3種とする。

- (イ) リネン用倉庫は、未使用リネンと使用済リネンを区別して保管できるような構造とする。
- (ウ) 医療機器の保管用倉庫は、医療機器の充電が可能となるように整備する。
- (エ) 介助器具用倉庫は、車椅子、歩行器及びストレッチャー等の介助器具が保管できるような構造とする。

サ 病室は、次の点に留意して整備する。

- (ア) 病室の種類は、個室(特別室を含む。)と4床室とする。
- (イ) 個室率(全病床に占める個室の病床の割合)は、21.3%以内とする。
- (ウ) 病室の面積は、療養環境加算の施設基準を満たす面積とする。
- (エ) 個室には、ユニット式のシャワーとトイレ(バリアフリー仕様)を設置する。
- (オ) 4床室には、各室に患者用の洗面所を、2室に1箇所の割合で患者用のトイレを設置する。

シ 食堂は、多目的に利用できる構造とし、食堂加算の施設基準を満たすスペースを確保する。

ス 洗濯室は、洗濯機及び乾燥機がそれぞれ2台ずつ設置できるスペースを確保し、病棟各階に1箇所設置する。

セ 患者用シャワー室は、次の点に留意して整備する。

- (ア) 患者用シャワー室は、男女別に整備する。
- (イ) 上記(ア)とは別に男女兼用の介助用シャワー室を整備する。
- (ウ) 介助用シャワー室は、入浴用ストレッチャーが2台入れるスペースを確保する。

ソ 病室外に設置する患者用トイレは、1箇所とし、多目的トイレとする。

(2) 5F北病棟(整形外科)

ア 病室の構成は次のとおりとする。

- (ア) 個室 9室(9床、個室率 20.0%)
- (イ) 4床室 9室(36床)

イ 病棟内に簡易な歩行訓練を行うことのできるスペースを設置する。

(3) 5F南病棟(内科、小児科、結核・感染症)

ア 病室の構成は次のとおりとする。

- (ア) 個室 9室(9床)
 - (イ) 結核・感染症室 4室(4床)
 - (ウ) 4床室 8室(32床)
- } 個室率 28.9%

イ 結核・感染症室は、前室を設置し、陰圧室とする

ウ プレイルーム、小児用トイレ・シャワー室、乳幼児沐浴室を設置する。

エ 食堂内に調乳ができるスペースを確保する。

(4) 4F北病棟(外科、脳神経外科、泌尿器科)

ア 病室の構成は次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|---------|---|-----------|
| (ア) 特別室 | 1室(1床) | } | 個室率 20.0% |
| (イ) 個室 | 8室(8床) | | |
| (ウ) 4床室 | 9室(36床) | | |

(5) 4F南病棟(内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科)

ア 病室の構成は次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|---------|---|-----------|
| (ア) 特別室 | 1室(1床) | } | 個室率 20.0% |
| (イ) 個室 | 8室(8床) | | |
| (ウ) 4床室 | 9室(36床) | | |

(6) 3F病棟(内科、産婦人科)

ア 病室の構成は次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|---------|---|-----------|
| (ア) 特別室 | 1室(1床) | } | 個室率 23.8% |
| (イ) 個室 | 8室(8床) | | |
| (ウ) LDR室 | 1室(1床) | | |
| (エ) 4床室 | 6室(24床) | | |
| (オ) NICU・新生児室 | 1室(8床) | | |

イ 病棟内に分娩室、陣痛室、産婦人科処置室、胎盤処理室、患者家族待機室及び産婦人科外来(診察室2室、内診室2室、助産師外来室、NST室、授乳室及び器材室)を設置する。

ウ 分娩室は分娩台を2台設置し、カーテン等で仕切る構造にする。

エ 陣痛室及びLDR室には、トイレを設置する。

オ NICU・新生児室には沐浴室、調乳室、授乳室、職員用トイレを設置し、保育器や人工呼吸器などが収容できるスペースの器材室を設置する。

カ 分娩室、陣痛室、産婦人科処置室、新生児室は、ナースステーションの近くに配置する。

(7) 集中治療室

ア 特定集中治療室管理料の施設基準を満たすように整備する。

イ 1床は感染症患者のための個室とし陽圧・陰圧装置を設置する。

ウ 前室、器材倉庫、汚物処理室、面談室、家族控室を設置する。

(8) 精神科病棟

ア 病室の構成は次のとおりとする。

- (ア) 個室 9室(9床、個室率 20.0%)

(イ) 4床室 9室(36床)

(ウ) 保護室 4室(定床外)

イ 精神科病棟内に、観察室、作業療法室、診察室、処置室、相談室及び看護師仮眠室を設置する。

ウ 精神科病棟の食堂は、全ての入院患者が一斉に食事ができる程度のスペースを確保する。

3 手術部門

(1) 手術部門は、手術室、手術ホール、カンファレンスルーム、器材倉庫、外来手術患者用更衣室及び職員用更衣室(トイレ、シャワーを含む。)で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

(2) 手術室の整備は、次のとおりとする。

ア 宮古圏域における中核病院として、高度な手技に対応でき、将来の術中機器の増加にも対応できるスペースを確保する。

イ 手術室は4室とし、うち1室はバイオクリーンルームとする。

(3) 手術ホールは、術中器材の組立ができるスペースを確保する。

(4) 手術部門は、次の点に留意して配置する。

ア 2階の中央材料室と隣接する位置に配置する。

イ 救急室及び一般病棟からの手術室への患者搬送が、可能な限り昇降機による垂直移動で完結することができる位置に配置する。

4 中央材料室

(1) 中央材料室は、作業室、滅菌物保管室、器材室、リネン室及び看護師休憩室(看護師長の執務スペースを含む。)で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

(2) 作業室は、次の作業を行う部屋で構成する。

ア 使用済材料の受け入れ作業

イ 洗浄消毒作業

ウ 滅菌作業(高圧蒸気滅菌器2台、ガス滅菌器1台、プラズマ滅菌器1台)

エ 組立作業

オ 滅菌済材料の払出作業

(3) 中央材料室は、次の点に留意して整備する。

ア 中央材料室から手術室へ滅菌済材料を直接払出しが可能となるよう2階の手術場に隣接する位置に配置する。

- イ 院内各部門への払出しが効率的に行える位置に配置する。
- ウ 中央材料室の各作業スペースは、使用済材料と滅菌済材料が交錯しないような業務動線を確保できるように配置する。

5 リハビリテーション部門

- (1) リハビリテーション部門は、次に掲げる室で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。
 - ア リハビリテーション診療室(外来診察室)
 - イ 理学療法室
 - ウ 身障者作業療法室
 - エ 聴覚言語療法室
 - オ 技師事務室(休憩室を含む。)
- (2) 理学療法室は、入院患者及び退院後フォローアップが必要な外来患者に対するリハビリテーションを行うために必要なスペースを確保するとともに、次に掲げる施設基準を満たすだけのスペースを確保する。
 - ア 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
 - イ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ
 - ウ 運動器リハビリテーション料Ⅰ
 - エ 呼吸器リハビリテーション料Ⅰ
- (3) 外来診療室は1室とする。
- (4) リハビリテーション部門は、2階に配置する。

6 放射線部門

- (1) 放射線部門は、次に掲げる室で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。
 - ア 一般撮影室(2室、洗浄室を含む。)
 - イ X線テレビ撮影室(病棟搬送患者乗換のための前室、材料庫、リネン庫、洗浄室を含む。)
 - ウ 乳房撮影室
 - エ CT室(病棟搬送患者乗換のための前室を含む。)
 - オ MRI室(病棟搬送患者乗換のための前室を含む。)
 - カ 循環器・血管造影撮影室(病棟搬送患者乗換のための前室、材料庫、リネン庫、洗浄室を含む。)
 - キ 結石破碎室
 - ク パノラマ撮影室

- ケ 骨塩装置室
- コ 操作室
- サ 読影室
- シ 受付フロアー
- ス 患者待合室
- セ 患者用更衣室(シャワー室及びトイレを含む。)
- ソ 処置室(CF、透視、泌尿器患者用)
- タ 技師事務室(休憩室、男女別の仮眠室及び技師長の執務スペースを含む。)
- チ 医師更衣室(手洗室を含む。)
- ツ 看護師控室
- テ 倉庫(工具及び物品等の保管用)

(2) 放射線部門は、次の点に留意して配置する。

- ア 1階の救急室に最も近い位置に配置する。
- イ 少人数の技師で効率的に業務が遂行できるよう各室は1つのエリア内に配置する。

7 検査部門

(1) 検査部門は、次に掲げる室で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

- ア 検体検査室
- イ 生理検査室
- ウ 病理検査室
- エ 細菌検査室
- オ 超音波検査室
- カ 洗浄室
- キ 倉庫
- ク 技師事務室(休憩室、男女別の仮眠室及び技師長の執務スペースを含む。)

(2) 検体検査室

- ア 検体検査室は、一般検査、生化学検査、血液検査、血清検査、微生物検査、及び輸血用血液の管理を行うために必要なスペースを確保する。

(3) 生理機能検査室

- ア 生理機能検査室は、心電図検査室、脳波検査室、諸検査室で構成する。
- イ 心電図検査室、脳波検査室、諸検査室は、それぞれ独立した部屋とし、必要なスペースを確保する。
- ウ 諸検査室は、負荷心電図検査、肺機能検査、脳波聴力検査(ABR)、筋電図

検査を行うための必要なスペース及び患者の待合いスペースを確保する。

(4) 病理検査室

ア 病理検査室は、細胞診検査、遠隔病理診断検査を行えるを含むスペースを確保する。

イ 病理検査室は、換気に十分留意した構造とする。

(5) 細菌検査室

ア 細菌検査室は、塗末検査及び培養検査等を行うために必要なスペースを確保し、洗浄室と隣接する位置に配置する。

イ 細菌検査室は、換気に十分留意した構造とする。

(6) 超音波検査室

超音波検査室は、心臓、腹部、頸部、下肢動脈等の超音波検査を行うために必要なスペースを確保する。

(7) 検査部門は、次の点に留意して配置する。

ア 検査部門は、1階に配置する。

イ 救急室、外来診察室、中央処置室及び放射線部門の近くに配置する。

ウ 少人数の技師で効率的に業務が遂行できるよう各室は1つのエリア内に配置する。

エ 各検査室は、可能な限り次の条件を満たすように配置する。

(ア) 検体検査室は、救急室及び放射線部門の近くに配置する。

(イ) 生理検査室は、救急室、放射線部門及び外来診察室(内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科)の近くに配置する。

(ウ) 超音波検査室は、生理検査室、救急室及び放射線部門の近くに配置する。

オ その他

(ア) 脳波聴力検査(ABR)を除く聴力検査は耳鼻咽喉科外来で実施することとし、当該検査に必要なスペースは検査部門には確保しない。

(イ) 視力検査、眼圧検査及び眼底検査等眼科に関する全ての検査は、眼科外来で実施することとし、当該検査に必要なスペースは検査部門には確保しない。

8 薬剤部門

(1) 薬剤部門は、調剤、無菌製剤、抗がん剤調整、一般製剤のほか、医薬品情報提供及び服薬指導等を実施するためのスペース及び技師事務室(休憩室及び薬局長の執務スペースを含む。)で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

(2) 薬剤部門は、次の点に留意して配置する。

ア 薬剤部門は、1階及び2階にそれぞれ次のように配置する。

(ア) 1階 外来患者与薬スペース、服薬指導、院外処方箋FAXコーナー

(イ) 2階 調剤、無菌製剤、抗がん剤調整、一般製剤、技師事務室

イ 病棟等へ効率的に薬品の搬送を行える位置に配置する。

9 栄養管理部門

(1) 栄養管理部門は、栄養事務室、栄養指導室、厨房、備蓄食品室及び休憩室で構成する。

ア 栄養事務室は、執務を行うために必要なスペースを確保する。

イ 栄養指導室は、栄養指導及び実習を行えるスペースを確保する。

ウ 厨房は、厨房設備の効率的な配置及びクックチル調理方式を採用することも可能なスペースを確保する。

エ 食品備蓄室は、離島に存する病院であることを考慮し、災害時にも支障をきたさない程度の食材を備蓄できるスペースを確保する。

オ 休憩室は、男女別とし、それぞれ必要なスペースを確保する。

(2) 栄養管理部門は、次の点に留意して配置する。

ア 栄養管理部門は、1階に配置する。

イ 病棟への配膳及び下膳が効率的に行える位置に配置し、専用エレベーターを設置する。

ウ 栄養事務室は、厨房全体が見渡せる位置に配置する。

エ 栄養指導室は、外来診療部門の近くに配置する。

10 管理部門

(1) 管理部門は、次の各室で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

ア 院長室

イ 副院長室

ウ 医療部長室

エ 看護部長室

オ 応接室

カ 事務室

キ カルテ室

ク 地域連携室

ケ 医療安全管理室

- コ 医局
- サ 会議室
- シ 医師当直室
- ス サーバー室
- セ 図書室
- ソ 電話交換室
- タ 守衛室
- チ 研修生室
- ツ ボランティア室

(2) 管理部門の配置は、次のとおりとする。

- ア 院長室、副院長室、医療部長室、看護部長室、応接室、医事会計部門を除く事務室、医療安全管理室、会議室及びサーバー室は、2階の1つのエリア内に配置する。
- イ 医局、図書室、医師宿直室及び研修生室は、2階の1つのエリア内に配置する。
- ウ 医事会計部門の事務室、カルテ室、地域連携室及び電話交換室は、1階の1つのエリア内に配置する。特に、医事会計部門の事務室とカルテ室は隣接する形で配置する。
- エ カルテ室は、1階及び2階に配置し、1階のカルテ室は医事会計部門に隣接する位置に配置する。
- オ 守衛室は、1階正面玄関近くに配置する。

(3) 院長室

- ア 院長室は、院長の執務のためのスペースのほか、管理者会議の開催が可能なスペースを確保する。
- イ 室外に出ることなく隣室の応接室に直接出入りすることが可能な構造とする。

(4) 副院長室及び医療部長室

執務に必要なスペースを確保する。

(5) 看護部長室

看護部長及び副看護部長が執務を行うために必要なスペースを確保する。

(6) 応接室

10名程度の人員が対談できるスペースとする。

(7) 事務室

ア 医事会計

(ア) 病院の玄関にあたる場所であり、また様々な患者・利用者と接する空間で

あるため、明るく開放的な空間とする。

(イ) 患者が病院を出入りする際に、必ず医事会計の窓口を経由する位置に配置する。

イ 総務課及び経営課(医事会計を除く。)

(ア) 総務課及び経営課の事務室は、仕切りを設けることなく、一体として整備する。

(イ) 事務室は、防災通信設備を設置するための必要なスペースを確保する。

(ウ) 事務室内には、軽微な打ち合わせ及び業者との価格交渉等が行える規模の調整室を設置するほか、休憩室及び給湯設備を設置する。

(8) カルテ室

ア 将来の電子カルテへの移行も踏まえた上で整備する。

イ イン・アクティブカルテの保管は、既存施設(体育館)を活用して行うものとする。

(9) 地域連携室

ア 地域連携室は、宮古島市の福祉関係職員の執務スペースも視野にいれて整備する。

イ 地域連携室には、相談室もあわせて設置する。

(10) 医療安全管理室

医療安全管理室は、相談室もあわせて設置するものとし、プライバシー及びセキュリティ保護の観点から2箇所の出入口を設置する。

(11) 医局

ア 医局は大部屋とし、医師が研究又は学習に専念できる環境を整える。

イ 医局内に図書室、休憩室及び談話室を設置するほか、給湯設備を整備する。

(12) 会議室

ア 会議室は、各種委員会活動、院内会議、研修会等多目的な利用が可能となるように整備する。

イ 会議室は、出席人数にあわせて間仕切り等で区分して使用できるような構造とする。

(13) 当直室

ア 当直室は6室とし、全て個室とする。

イ 当直室は、単に仮眠をとるだけではなく、学習ができるような環境を整える。

(14) 図書室

職員がIT技術を用いて文献検索や学習ができるスペース及び環境を確保する。

(15)サーバー室

サーバー室は、将来の電子カルテの導入にも対応できるスペースを確保する。

(16)研修生室

研修生室は、医師、看護等の研修生(10人程度)が、学習するために必要なスペースを確保し、更衣室もあわせて整備する。

11 厚生部門

(1) 厚生部門は、職員更衣室、職員食堂及び売店で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

(2) 更衣室

ア 更衣室は、職員用、委託職員用に区分し、2階又は1階に配置する。

イ 更衣室にはユニット式のシャワー室を設置する。

(3) 職員食堂

ア 職員食堂は、20名程度の職員が食事をできるスペースを確保する。

イ 職員食堂は、1階又は2階に設置する。

(4) 売店

ア 外来者が簡単な食事を取ることができるスペースを確保する。

イ 売店は1階の外来者が利用しやすい位置に配置する。

12 供給部門

(1) 供給部門は、ボイラー室、MEセンター及び中央倉庫で構成し、それぞれ必要なスペースを確保する。

(2) ボイラー室

ア ボイラー室は、1階の屋外の各種貯蔵タンクに近接する位置に配置し、必要な設備を配置できるスペースを確保する。

イ 熱源、医療ガス等の設備については、ランニングコスト、メンテナンスコストの低減を実現できる方式を採用し、省エネルギー化に十分配慮した整備を行う。

ウ ボイラー室には、執務スペース、工作室、資材倉庫、休憩室、シャワー室及びトイレを設置する。

(3) MEセンター

ア レスピレーター等中央管理方式となる医療機器が保管できるスペース、簡単な医療機器の修繕が行えるだけのスペース及び臨床工学技士の執務スペースを確保する。

イ MEセンターは、3階の集中治療室の近くに配置する。

(4) 中央倉庫

ア 日常的に使用する最低限の物品等を保管する倉庫を建物内に配置する。

イ 中央倉庫は、2階に配置するものとし、外部からの搬入や院内各部門へ払出しが効率的に行える位置に配置する。

13 医療ガス設備

(1) 医療ガス設備のアウトレットの種類は、4口(酸素、圧縮空気、窒素、吸引)、3口(酸素、圧縮空気、吸引)及び2口(酸素、吸引)とし、設置場所は、次のとおりとする。

ア 外来診療部門

(ア) 処置室	3口
(イ) 中央処置室	3口
(ウ) 化学療法室	2口
(エ) 高圧酸素療法室	3口
(オ) 救急室(感染症患者専用の隔離室)	3口
(カ) 救急室(小手術室)	3口
(キ) 救急室(診察処置室、入院室)	2口
(ク) 待合フロアー(一定間隔の複数箇所)	2口

イ 一般病棟(精神科病棟を除く)

(ア) 特別室	3口
(イ) 個室	3口
(ウ) LDR室	3口
(エ) 新生児室	3口
(オ) 4床室(廊下側の病床)	3口
(カ) 処置・観察室	3口
(キ) 4床室(窓側の病床)	2口
(ク) 分娩室	2口

ウ 精神科病棟

(ア) 処置室	2口
(イ) 観察室	2口

エ 放射線部門

(ア) 一般撮影室	3口
(イ) X線テレビ撮影室	3口
(ウ) CT室	3口

- (エ) MRI室 3口
- (オ) 循環器・血管造影撮影室 3口
- オ 手術部門
- (ア) 手術室 4口

14 昇降設備

昇降設備は、一般用3基、業務用4基の計7基とし、次の点に留意して整備する。

- (1) 昇降設備は、配膳及び下膳専用の昇降機を除き、建物の中央部分に一体として配置する。
- (2) 昇降場所は、一般用と業務用とに明確に区分し、部外者が業務用の昇降機を利用できないような配置とする。
- (3) 業務用昇降機のうち2基は、患者搬送専用とし、ベッド、レスピレーター、患者監視装置及び職員2人を同時に収用することができる大きさとし、救急室、手術室及び集中治療室までの動線を考慮し、最適となる位置に設置する。
- (4) 業務用昇降機のうち1基は、配膳及び下膳専用の昇降機とし、厨房から病棟までの動線を考慮し、最適となる位置に設置する。

15 その他

(1) 霊安室

ア 霊安室は2家族分とし、遺族の心情に配慮し、1階の院内で極力他の利用者の目に触れない位置に配置する。

イ 霊安室には、家族控室を設置する。

(2) 解剖室

ア 解剖室は、保冷库を設置できるスペースを確保し、遺体の清拭ができる設備(シャワー等)を整備する。

イ 解剖室は、霊安室に隣接する位置に配置する。

(3) 廃棄物処理施設

医療廃棄物を含め、全ての廃棄物が適正に保管、搬出できるスペースを確保する。

(4) 駐車場

現宮古病院の駐車場は、稼働病床305床に対し、240台分(病床数の0.79倍)であるが、恒常的に敷地外にも駐車されている状況がある。

他の県立病院の例(平均値)をみると、1床当たりの駐車台数は1.23台であり、当該比率をもって宮古病院の必要駐車台数を算出すると277床×1.23倍=341台

となるが、敷地面積が限られていることから、建物及び駐車場等の効率的な配置を検討し、300台(身障者用5台を含む。)以上の駐車場を確保する。

(5) 既存施設の活用

新病院の建築に際しては、建設予定地に存する旧宮古農林高校体育館に併設する屋外プールは解体し撤去することとするが、同体育館については、改修工事を施し、本館部分と渡り廊下で連結した上で、次の用途に使用する。

- ア 精神科デイ・ナイトケア室
- イ 災害対策(トリアージ)拠点及び避難場所
- ウ 各種講演会等を開催するための講堂
- エ トライアスロン等大型イベントが開催される場合の医療拠点
- オ 精神科入院患者のためのレクリエーション施設
- カ イン・アクティブカルテ等の保管場所
- キ その他(ボランティア室)

(6) その他

仮に、駐車場等の確保等の観点から、旧宮古農林高校体育館を解体撤去する場合には、次の施設を整備する。

ア 精神科デイ・ナイトケア室

(ア)精神科デイ・ナイトケア室は、別棟として整備する。

(イ) 精神科デイ・ナイトケア室には、流し台や畳間等の活動スペース、面談室、患者用トイレ及び職員用トイレを整備し、それぞれ必要なスペースを確保する。

イ ボランティア控室

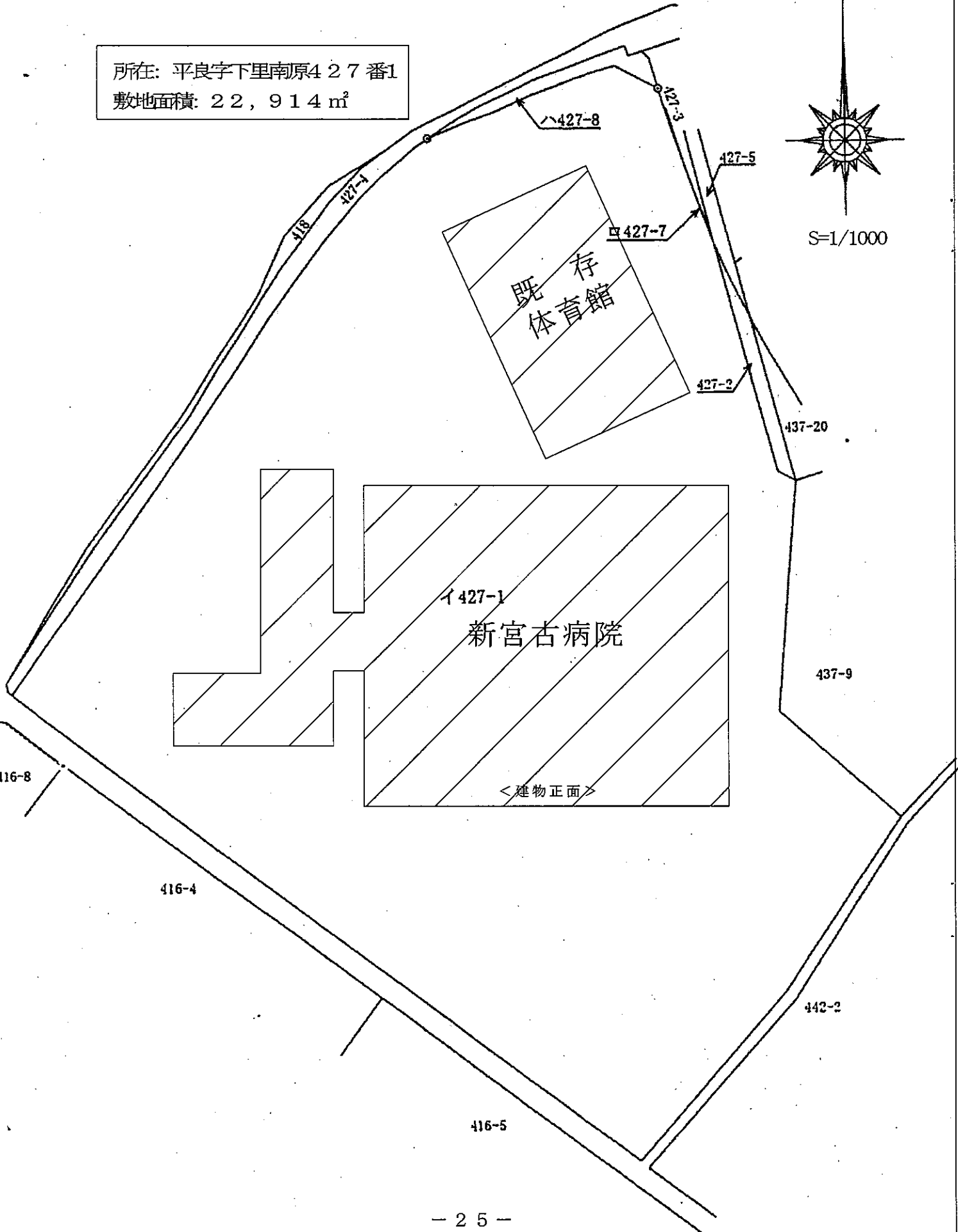
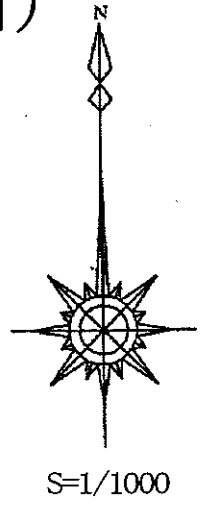
ボランティア室は、10名程度の人員が待機できるスペースを確保し、1階又は2階に配置する。

位置図



建物の配置図(イメージ図)

所在: 平良字下里南原427番1
敷地面積: 22,914㎡



【意見提出様式】

新宮古病院整備基本計画(案)に対する意見

住 所	〒
氏 名	
連 絡 先	電話番号: () 電子メールアドレス:

※提出いただいたご意見等の内容については、確認の連絡をさせていただく場合がありますので、氏名、住所、電話番号等は必ず記入してください。(記入いただいた個人情報は公表いたしません)

意見の内容
該当箇所: (本文の中で、意見のあるページ、箇所の文言を記述して下さい。)
意見の内容:

[提出期限]平成21年3月27日(金)

[提出先]〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県病院事業局 県立病院課 企画班

TEL: 098-866-2832 FAX: 098-866-2837

E-mail: aa035505@pref.okinawa.lg.jp